

第2章

地域福祉の現状

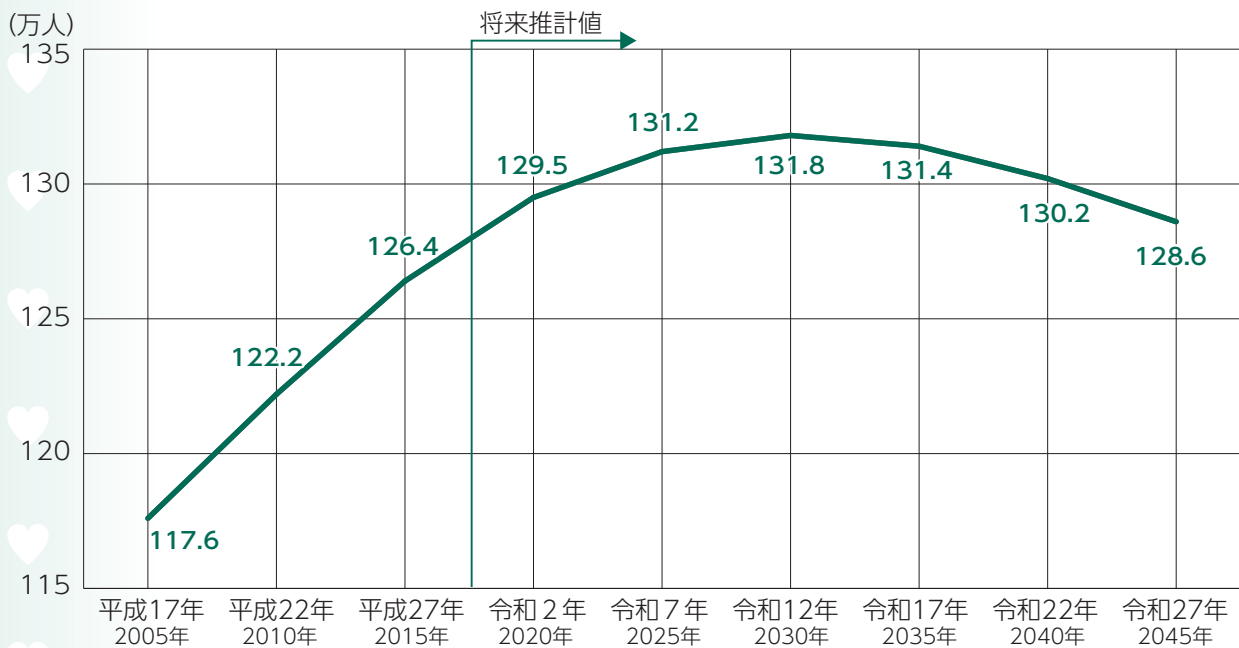
さいたま市の地域福祉を取り巻く現状

(1) 人口等の現状分析

① 総人口の見通し

本市の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)が、平成27(2015)年国勢調査の人口等を基に推計した値によると、平成27(2015)年の126.4万人から令和12(2030)年頃の131.8万人をピークに、その後減少に転じ、令和27(2045)年には128.6万人まで減少する見通しです。

総人口の見通し



資料:平成27(2015)年までは、「国勢調査※」(総務省)

令和2(2020)年以降は、社人研から発表された推計値

※あくまでも過去の状況から推計されたものであり、今後の都市開発等の政策的要因を加味したものではありません。

※令和4(2022)年10月1日時点のさいたま市の住民基本台帳登録人口は1,338,810人となっております。

出典:さいたま市第3期保健福祉総合計画

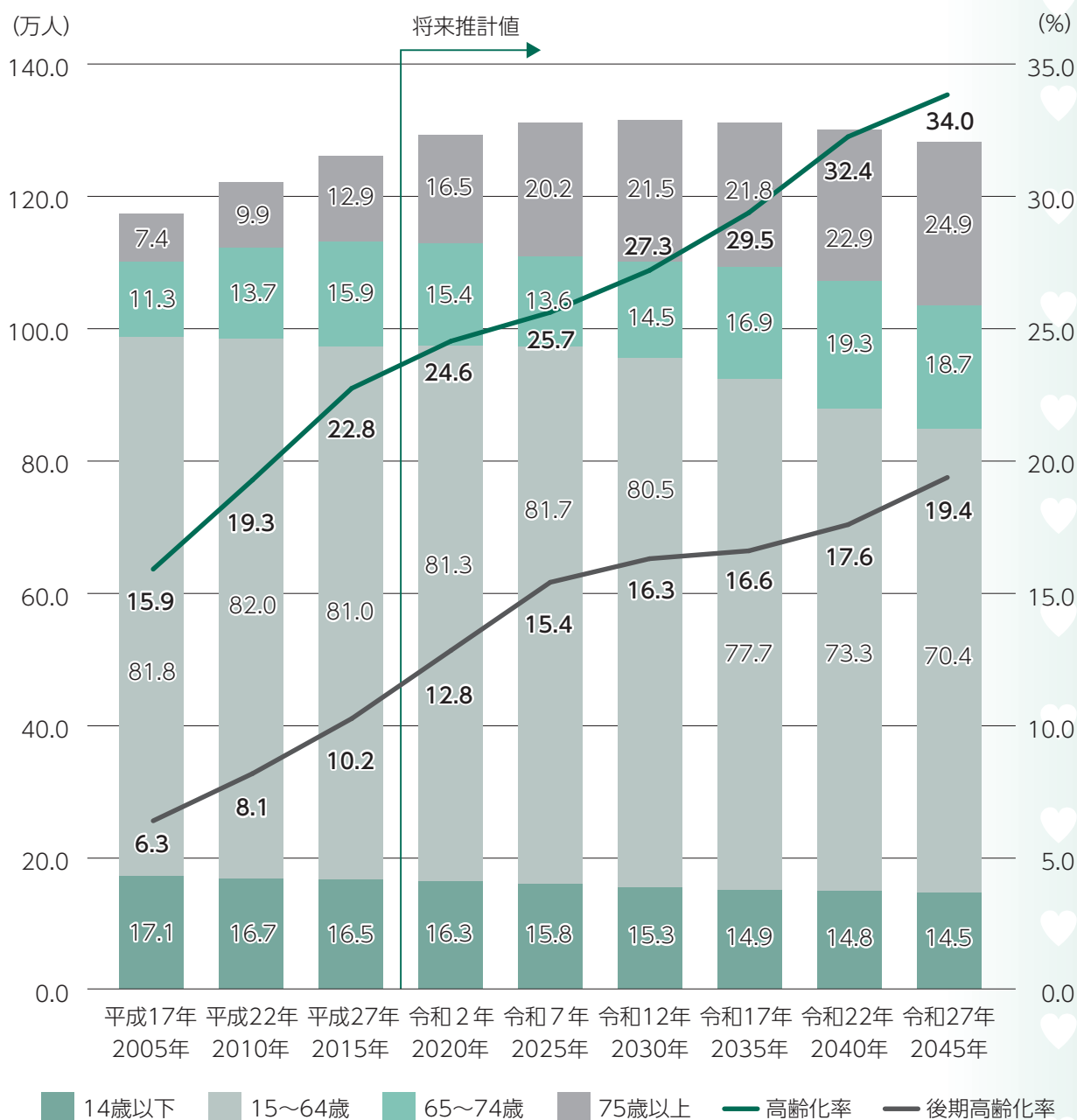
② 年齢4区分別人口の見通し(人口構成)

本市は、既に、65歳以上の人口の割合が全人口の21%を占める超高齢社会を迎えています。老年人口(65歳以上)は今後も増え続け、高齢化率は平成27(2015)年の22.8%から、令和12(2030)年には27.3%に増加し、令和27(2045)年には34.0%となり、3人に1人が65歳以上となる見通しです。

特に75歳以上の人口増加が顕著であり、平成27(2015)年の12.9万人から、令和12(2030)年頃には約1.7倍の21.5万人まで増加する見通しとなっています。

一方、生産年齢人口(15~64歳)は、平成27(2015)年の81.0万人から、令和27(2045)年に約87%の70.4万人まで減少し、年少人口(0~14歳)は、平成27(2015)年の16.5万人から、令和27(2045)年に約88%の14.5万人まで減少する見通しです。

年齢4区分別人口の見通し



資料:平成27(2015)年までは、「国勢調査※」(総務省)

令和2(2020)年以降は、社人研から発表された推計値

※あくまでも過去の状況から推計されたものであり、今後の都市開発等の政策的要因を加味したものではありません。

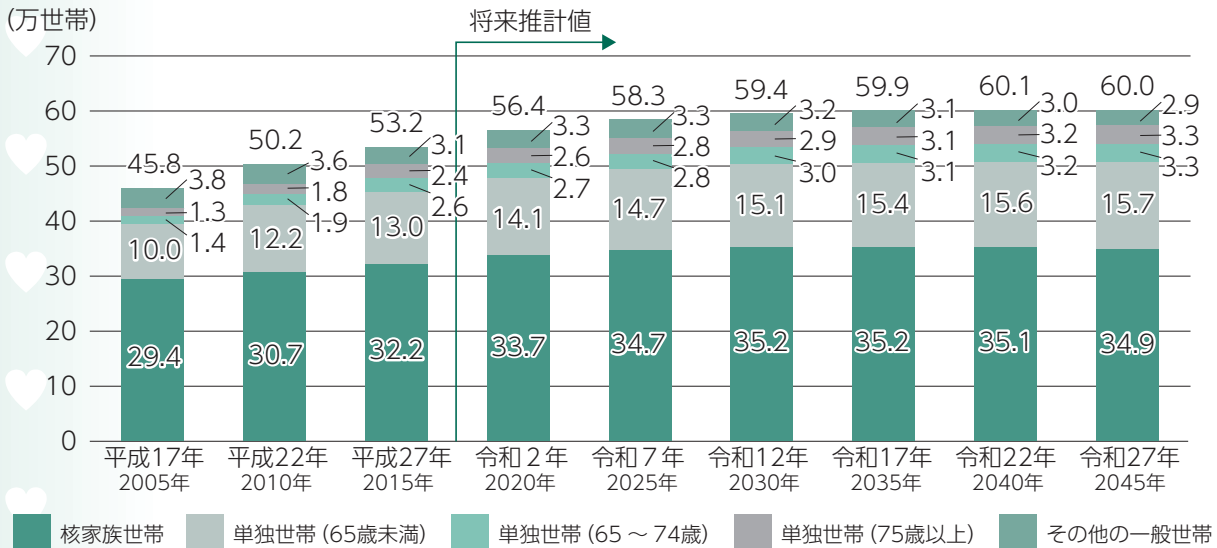
出典:さいたま市第3期保健福祉総合計画

③ 世帯類型別一般世帯数の見通し(世帯構成)

単独世帯が、平成27(2015)年の17.9万世帯から、令和27(2045)年には約1.2倍の22.3万世帯まで増加する見通しです。

老年人口の増加に伴い、高齢単身世帯も増加し、平成27(2015)年の4.9万世帯から、令和27(2045)年には約1.3倍の6.6万世帯まで増加する見通しです。

世帯類型別一般世帯数の見通し



資料:平成27(2015)年までは、「国勢調査※」(総務省)

令和2(2020)年以降は、本市による推計値

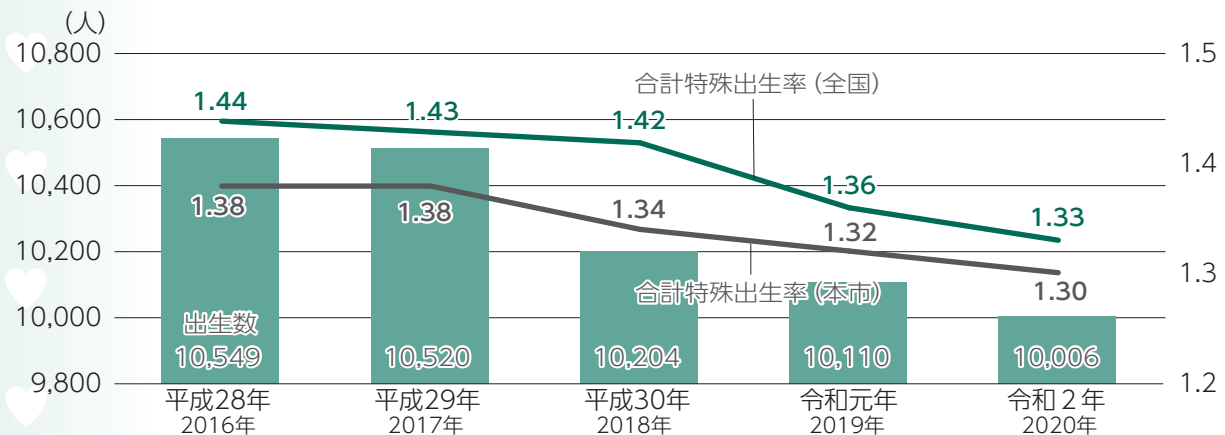
※端数処理の関係で内訳の合計が総数と一致しない場合があります。

出典:さいたま市第3期保健福祉総合計画

④ 合計特殊出生率及び出生数の推移

合計特殊出生率については、平成28(2016)年以降、1.3台を維持していますが、いずれの年においても、全国平均より低く推移しています

合計特殊出生率及び出生数の推移



資料:「さいたま市保健統計」

備考:※合計特殊出生率の算出に用いた人口について各年10月1日現在の日本人人口を用いて計算(総務省統計局)

出典:さいたま市第3期保健福祉総合計画

(2) 高齢者の現状

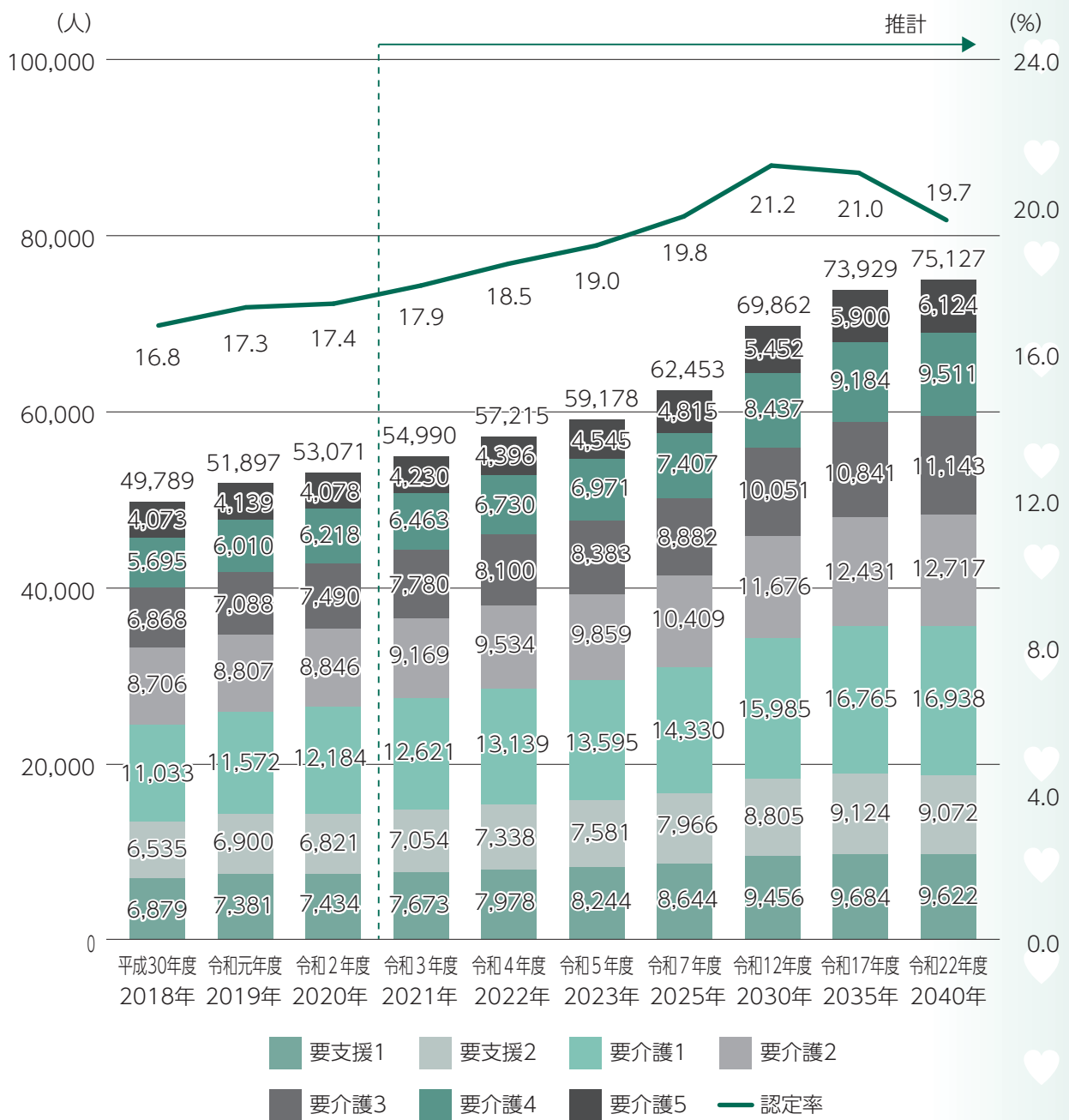
① 要支援・要介護認定者数と認定率の見通し

本市の第1号被保険者（65歳以上）の要支援・要介護認定者数と認定率（第1号被保険者数に占める第1号被保険者である認定者数の割合）は増加しており、令和2（2020）年9月末時点でそれぞれ53,071人、17.4%となっています。

要支援1・2及び要介護1～5の認定区分別の構成比の推移をみると、令和2（2020）年9月末時点でそれぞれ、26.9%、73.1%となっています。

認定者数は増加し続けますが、令和17（2035）年度以降、「団塊の世代」が徐々に減少する一方、「団塊ジュニア」世代が比較的認定率の低い傾向にある前期高齢者となることで、認定率は減少する見通しです。

さいたま市の認定者数と認定率の動向（第1号被保険者（65歳以上））



出典：さいたま市第3期保健福祉総合計画

② 単身高齢者世帯数及び高齢者のみ世帯数の推移

本市の高齢者のいる一般世帯は、平成12(2000)年の102,388世帯から令和2(2020)年の195,431世帯へと、この20年間で約1.9倍に増加しています。

特に、単身高齢者世帯は、同期間中に18,572世帯から55,934世帯へと増加しており、この20年間で約3.0倍に増加し、全国の約2.2倍よりも急激に増加しています。

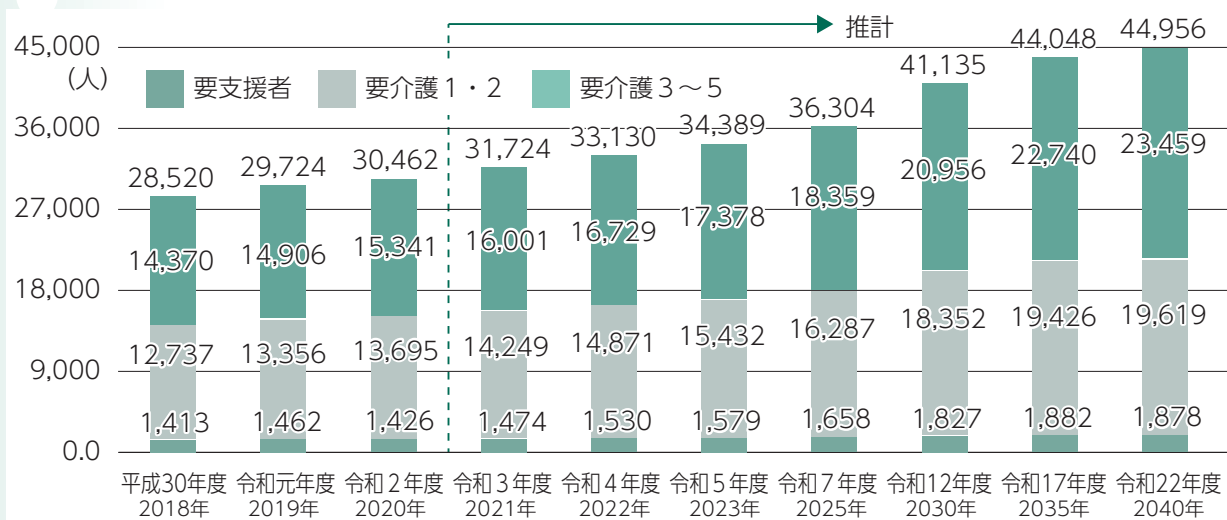
		高齢者のいる一般世帯数、割合		65歳以上の単身高齢者世帯数、割合		高齢夫婦のみ世帯数、割合 ※夫65歳以上、妻60歳以上		総世帯数
		世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	
さいたま市 (世帯)	平成12年	102,388	(24.1%)	18,572	(4.4%)	27,300	(6.4%)	425,037
	平成17年	127,945	(27.8%)	26,661	(5.8%)	36,253	(7.9%)	460,457
	平成22年	155,597	(30.9%)	37,084	(7.4%)	45,582	(9.1%)	503,126
	平成27年	184,402	(34.6%)	49,225	(9.2%)	54,648	(10.2%)	533,209
	令和2年	195,431	(33.6%)	55,934	(9.6%)	59,544	(10.2%)	582,475
埼玉県 (世帯)	平成12年	620,105	(25.0%)	97,324	(3.9%)	145,458	(5.9%)	2,482,374
	平成17年	788,411	(29.8%)	143,923	(5.4%)	209,242	(7.9%)	2,650,115
	平成22年	973,264	(34.3%)	204,212	(7.2%)	277,297	(9.8%)	2,841,595
	平成27年	1,160,223	(39.0%)	275,777	(9.3%)	343,334	(11.6%)	2,971,659
	令和2年	1,240,902	(39.2%)	332,963	(10.5%)	376,464	(11.9%)	3,162,743
全国 (千世帯)	平成12年	15,045	(32.0%)	3,032	(6.4%)	3,661	(7.8%)	47,063
	平成17年	17,204	(34.7%)	3,865	(7.8%)	4,487	(9.1%)	49,566
	平成22年	19,338	(37.2%)	4,791	(9.2%)	5,251	(10.1%)	51,951
	平成27年	21,713	(40.6%)	5,928	(11.1%)	6,079	(11.4%)	53,449
	令和2年	22,655	(40.6%)	6,717	(12.0%)	6,534	(11.7%)	55,830

資料:「国勢調査」(総務省)

出典:さいたま市第3期保健福祉総合計画

③ 認知症高齢者数の見通し

本市の認知症高齢者は、毎年1,000人程度の規模で増加し、令和7(2025)年度には3.6万人を超える見通しです。また、このほかに、65歳未満のいわゆる若年性認知症の方が500人程度と推計されています。介護保険の要支援・要介護認定者として把握していない軽度の方も含めると、潜在的にはより多くの方が何らかの認知症を有していることが推測されます。



資料:さいたま市介護保険課

令和3年度から22年度までの将来推計値は、平成30年から令和2年の9月末時点までの認知症高齢者数を基にした要介護度別・性別・年齢構成区分別の出現率法による算出結果。

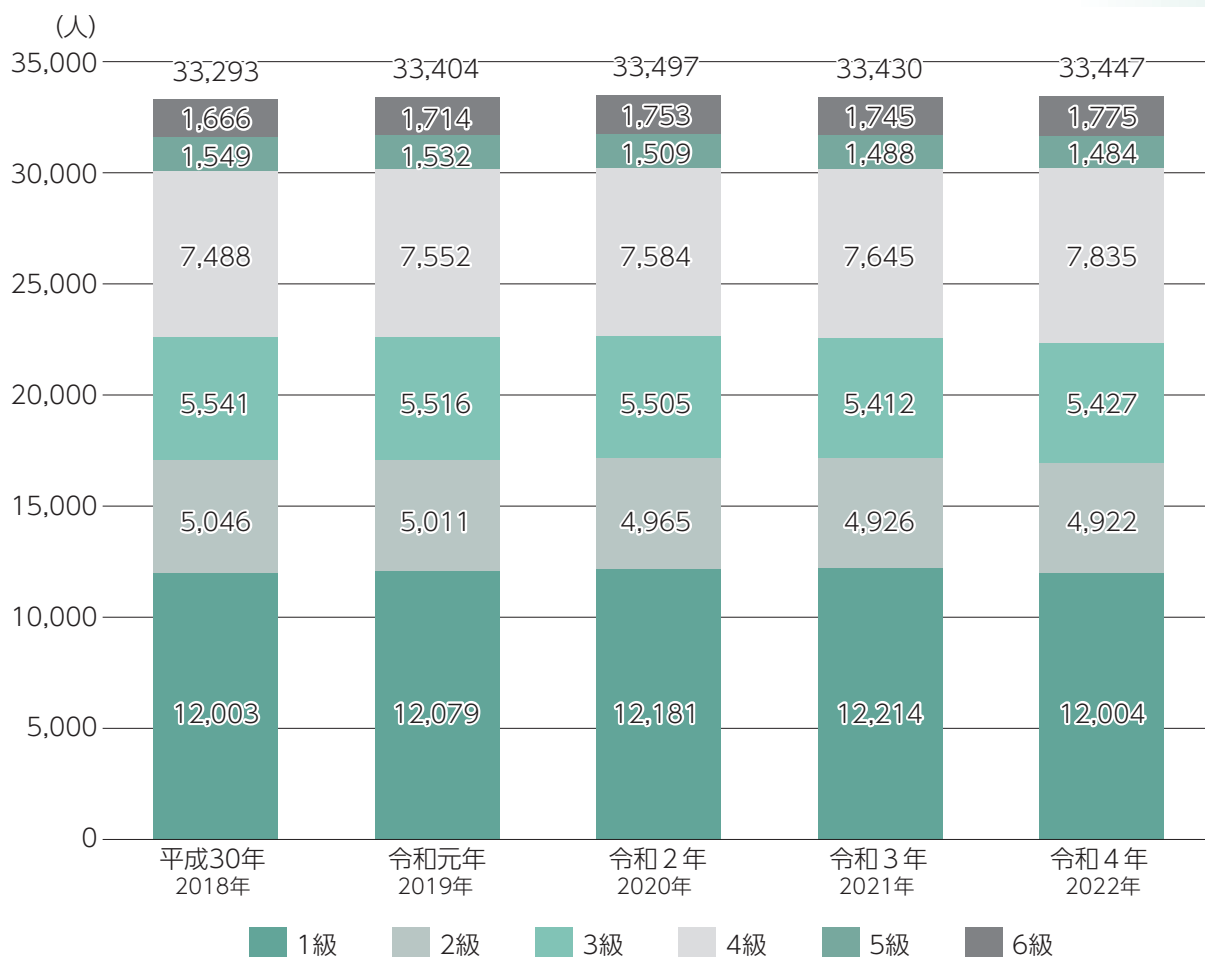
出典:さいたまいきいき長寿応援プラン2023

(3) 障害児者の現状

① 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は横ばいで推移しており、令和4(2022)年は33,447人となっています。等級別の構成割合は1級が35.9%、2級が14.7%で、合わせると50.6%と半数を占めています。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移(各年4月1日現在)



障害区分別身体障害者手帳所持者の内訳(各年4月1日現在)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
視覚障害	2,232	2,238	2,253	2,244	2,285
聴覚・平衡機能障害	2,764	2,835	2,906	2,959	3,063
音声・言語・そしゃく機能障害	537	553	554	551	529
肢体不自由	17,106	16,823	16,489	16,124	15,816
内部障害	10,654	10,955	11,295	11,552	11,754
合計	33,293	33,404	33,497	33,430	33,447

単位:人

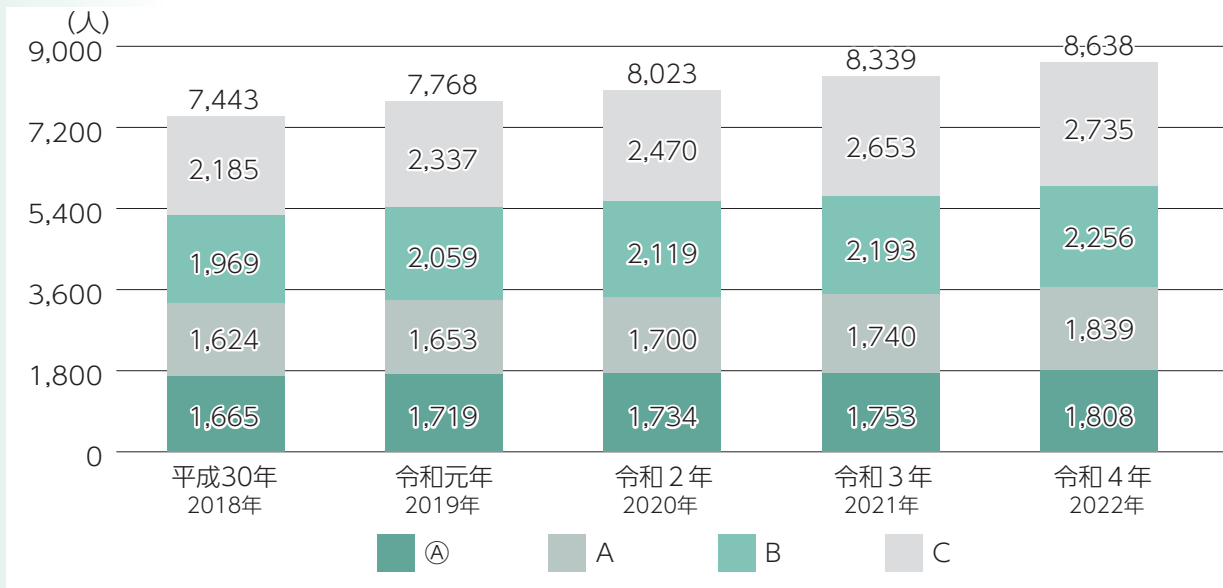
資料:さいたま市障害支援課

出典:さいたま市第3期保健福祉総合計画

② 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は増加傾向が続いており、令和4(2022)年は8,638人で、平成30(2018)年の7,443人から1,195人の増加となっています。等級別の構成割合は軽度層のCが31.7%で、平成30(2018)年の29.4%から2.3ポイント増加しています。

判定別療育手帳所持者数の推移(各年4月1日現在)



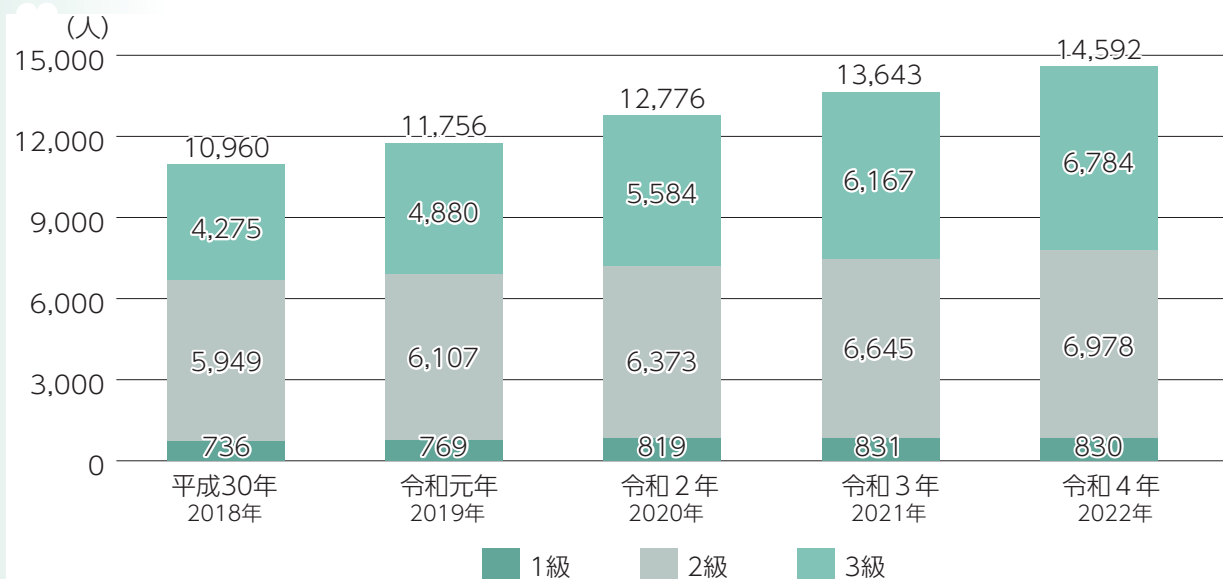
資料:さいたま市障害支援課

出典:さいたま市第3期保健福祉総合計画

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向が続いており、令和4(2022)年は14,592人で、平成30(2018)年の10,960人から3,632人増加しています。等級別の構成割合は3級が46.5%で、平成30(2018)年の39.0%から7.5ポイント増加しています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(各年4月1日現在)



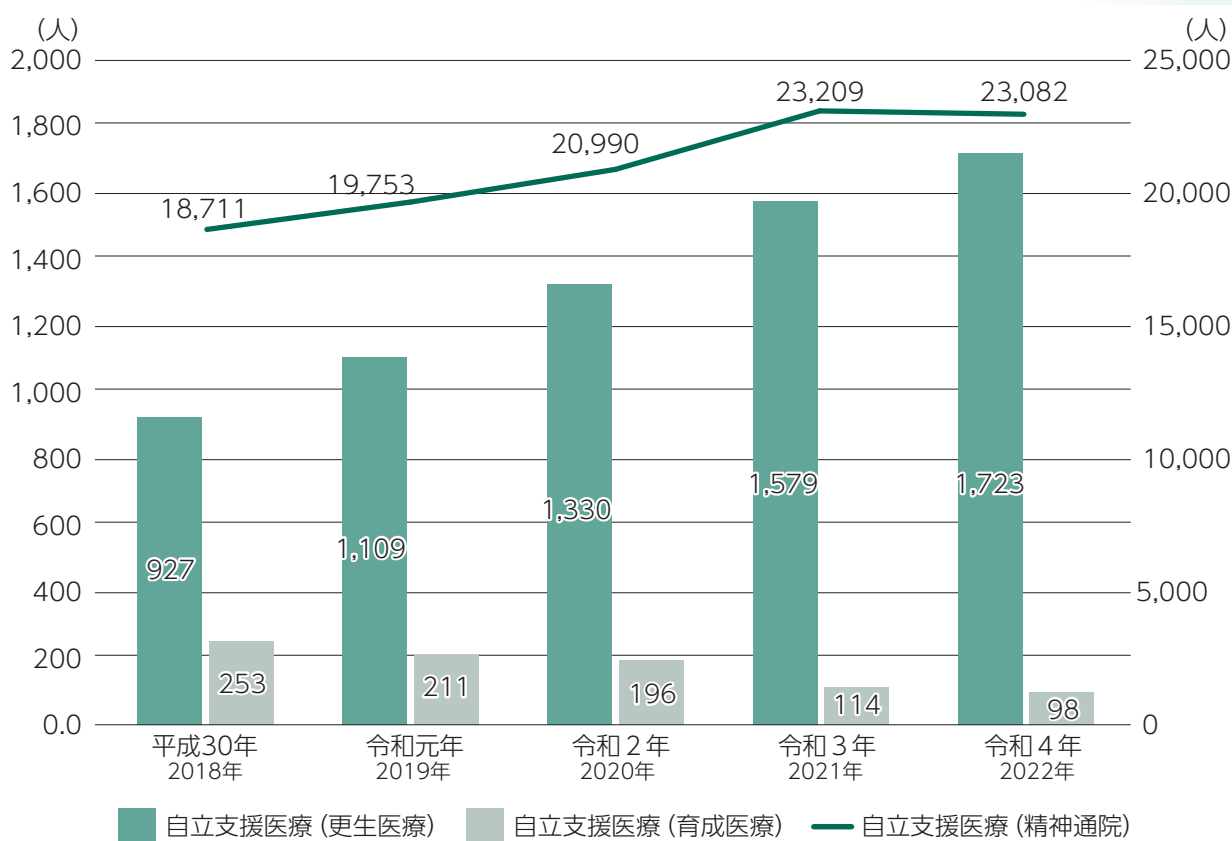
資料:さいたま市障害支援課

出典:さいたま市第3期保健福祉総合計画

④ 自立支援医療利用者数の推移

自立支援医療(精神通院)利用者数は増加傾向にあり、令和4(2022)年は23,082人となっています。また、自立支援医療(更生医療)利用者数は1,723人、自立支援医療(育成医療)利用者数は98人となっています。

自立支援医療利用者数の推移(各年4月1日現在)



自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院)利用者数の推移(各年4月1日現在)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
自立支援医療(更生医療)	927	1,109	1,330	1,579	1,723
自立支援医療(育成医療)	253	211	196	114	98
自立支援医療(精神通院)	18,711	19,753	20,990	23,209	23,082

単位:人

資料:さいたま市障害支援課

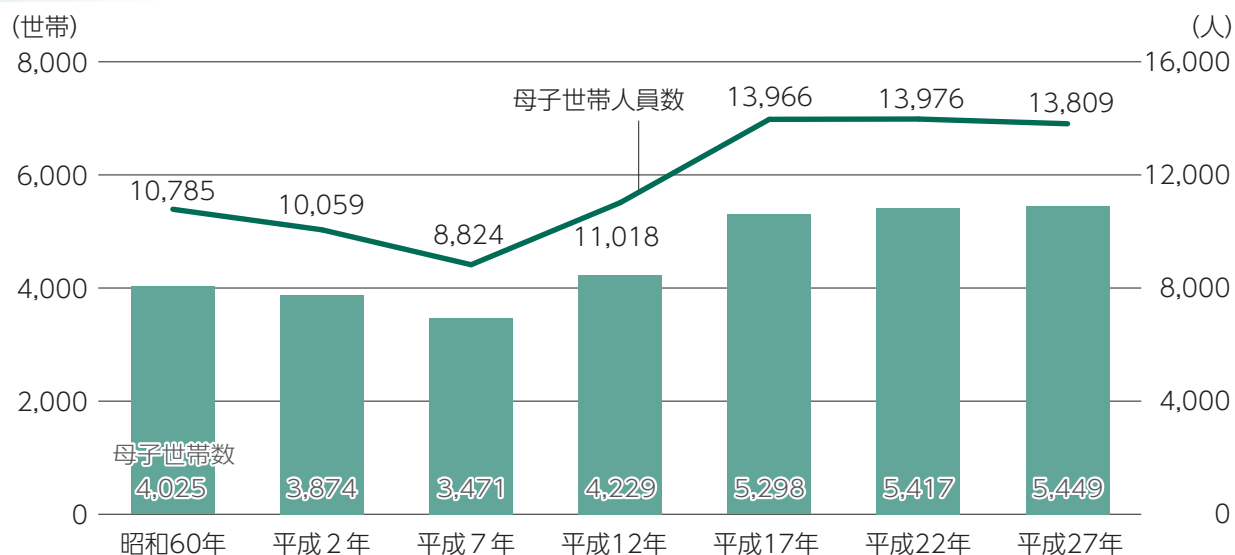
出典:さいたま市第3期保健福祉総合計画

(4) その他の地域福祉を取り巻く現状

① ひとり親家庭の状況

国勢調査による母子世帯数は、平成27(2015)年では5,449世帯となっています。また、母子世帯人員は、平成27(2015)年に13,809人、1世帯当たり2.53人となっています。

母子世帯数・人員数

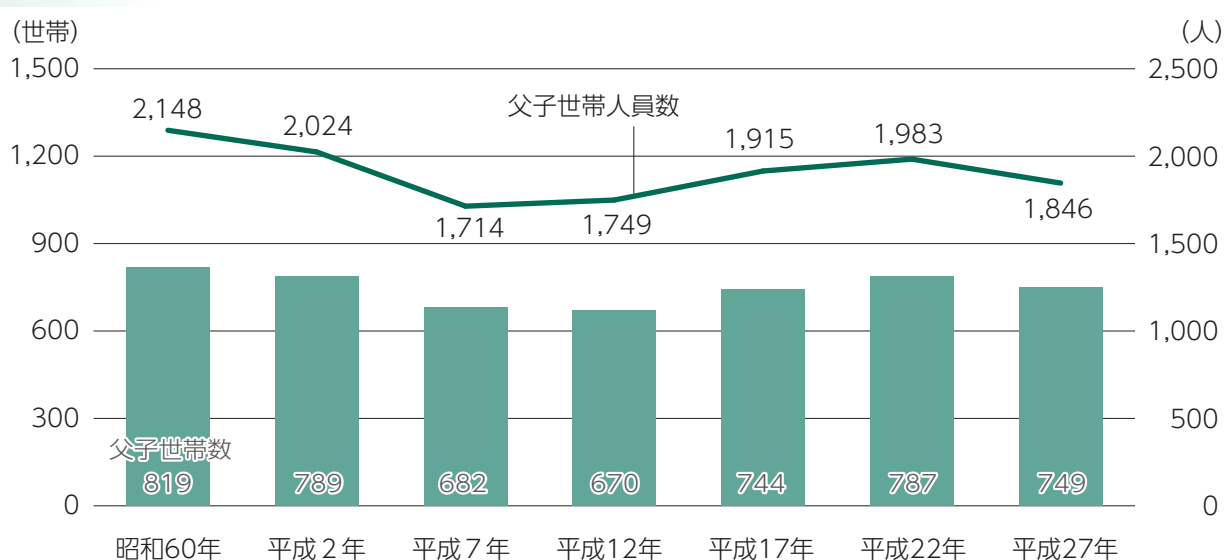


※平成12(2000)年までは旧浦和市・大宮市・与野市・岩槻市の合計数値(総務省「国勢調査」)

出典:第2期 さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン

国勢調査による父子世帯数は、平成27(2015)年では749世帯となっています。また、父子世帯人員は、平成27(2015)年に1,846人となっており、1世帯当たり2.46人となっています。

父子世帯数・人員数



※平成12(2000)年までは旧浦和市・大宮市・与野市・岩槻市の合計数値(総務省「国勢調査」)

出典:第2期 さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン

② 生活保護世帯数の推移

平成29(2017)年度から令和3(2021)年度までの生活保護世帯数の推移を分析すると被保護世帯数は微増となっており、被保護人員数は微減となっています。さいたま市全体の人口増により、保護率も年々低下しています。特徴としては、高齢者世帯・障害者世帯・傷病者世帯は増加傾向にあり、母子世帯・その他世帯は減少傾向にあります。なお、令和3(2021)年度の全国との比較において、保護率は全国の1.63%に比べ、本市は1.46%と0.17ポイント低い状態です。また、世帯類型別の構成割合としては、高齢者世帯・母子世帯・障害者世帯の割合が全国に比べ低くなっており、傷病者世帯・その他世帯の割合が全国に比べて高くなっています。

生活保護世帯の状況

		単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	全国 令和3年度	
停止含む	保護世帯※	世帯	15,345	15,308	15,448	15,544	15,601	1,642,821	
	伸び率 (対前年比)	%	-0.6	-0.2	0.9	0.6	0.4	0.1	
	保護人員※	人	20,060	19,753	19,723	19,622	19,395	2,036,045	
	保護率	%	1.56	1.52	1.50	1.49	1.46	1.63	
世帯類型 (保護停止中は含まず)	高齢者世帯	世帯	7,521	7,735	7,907	8,000	8,067	913,456	
	母子世帯	世帯	816	742	693	638	589	68,110	
	障害者世帯	世帯	1,672	1,748	1,792	1,830	1,929	212,078	
	傷病者世帯	世帯	1,948	1,961	1,997	2,032	2,098	191,823	
	その他世帯	世帯	3,297	3,065	3,003	2,984	2,870	249,896	
	計	世帯	15,254	15,251	15,392	15,484	15,553	1,635,363	
	比率※	高齢比	%	49.3	50.7	51.4	51.7	51.9	55.9
		母子比	%	5.3	4.9	4.5	4.1	3.8	4.2
		障害比	%	11.0	11.5	11.6	11.8	12.4	13.0
		傷病比	%	12.8	12.9	13.0	13.1	13.5	11.7
その他比		%	21.6	20.1	19.5	19.3	18.5	15.3	

資料：さいたま市生活福祉課

※生活保護世帯の状況については、3月分被保護者調査の数値

※保護世帯、保護人員については、保護停止中を含む

※比率については、小数点第二位以下を四捨五入しているため、合計が100とまらない場合がある

出典：さいたま市第3期保健福祉総合計画

改訂第2次さいたま市地域福祉活動計画における重点事業の成果と課題

改訂第2次さいたま市地域福祉活動計画における最終年度の評価として、さいたま市地域福祉推進委員会において評価を実施し、第3次さいたま市地域福祉活動計画の策定に向け、以下のとおり整理しました。

基本目標 1 住民が共に支えあう活動の推進

重点事業

(1) 地域福祉行動計画の策定を支援します。

地域の福祉ニーズや地域の特性に応じた次期地域福祉行動計画が計画どおり策定されるよう積極的に支援活動を行っていきます。

(2) 地区社会福祉協議会の活動を支援します。

地区社会福祉協議会の会議等に参加し、組織運営や事業実施の企画立案等への支援及び課題の共有とその解決に向けた取組を協働して行なっていきます。

(3) 地域福祉コーディネーターを育成します。

地域福祉コーディネーターの役割及び育成方法を明確にし、区事務所職員と協働して地区社会福祉協議会の活動支援を行っていく体制を構築していきます。

主な取組と成果

- 地区社会福祉協議会の今後の事業内容を体系的に整理し、活動することを目的とした地域福祉行動計画策定のための支援活動を行い、令和2(2020)年度には全52地区で行動計画が策定されました。また、次期地域福祉行動計画の策定が切れ目なく進められています。
- 地区社会福祉協議会事務所の設置及び地域福祉コーディネーターが配置されるよう支援を行い、全地区で設置・配置が完了しました。
- 地域福祉コーディネーターの役割の明確化を図り、資質向上のための研修を開催しました。

課題

- 今後も次期計画が切れ目なく策定されるよう支援を継続していく必要があります。また、地域の様々な団体や機関の参画による計画の進行管理の過程を通じ、新たな地域ニーズを把握・共有し、活動に反映していくための、地域福祉推進委員会の設置と運営支援が重要になっています。
- 今後については、それぞれの地域の特性や課題に応じた活動の充実が図られるよう連携・協働して取り組んでいく必要があります。特に、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、やむをえず休止した取組もあることから、活動の再開に向けた支援が急務となっています。
- 地域での孤立を防ぎ、地域共生社会の実現を図るため、地域住民相互による見守りや支え合い活動等の充実と参加支援の視点での取組が求められています。地区ごとの実践について情報共有を進める必要があります。
- 地域福祉コーディネーターの育成については、今後もさいたま市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の共通理解の上で取り組んでいく必要があります。

基本目標2 住民個々に対する福祉サービスの充実

重点事業

(1) 多問題を抱える世帯等への支援を検討していきます。

多問題を抱える世帯などの、既存の制度が機能していない、又は既存の制度では対応できないケースについて、総合支援検討会議を開催し、その対応を検討していきます。

(2) 地域包括ケアシステムの構築を推進します。

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるように、自助・互助・共助・公助を組み合わせた地域包括ケアシステムの実現に向け、積極的に取り組んでいきます。

主な取組と成果

- 総合支援検討会議において検討を重ね、既存事業で解決できない課題に対して、新規事業（高齢者くらしあんしん事業・成年後見制度利用総合支援事業（現：成年後見相談））を立ち上げ、実施しました。
- 地域課題や解決困難な課題を把握するための取組として、令和3（2021）年度より本会窓口で相談を受け付ける際の共通様式であるインテークシートを導入しました。
- 介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、平成27（2015）年9月から令和3（2021）年3月までの間、生活支援体制整備事業について、第1層（市全域）協議体の運営等を受託し、高齢者生活支援コーディネーターの配置や、地域住民への広報・啓発及び生活支援の担い手養成・確保に向けたフォーラム等を実施しました。

課題

- インテークシートの分析を進め、多問題を抱える世帯等の対応困難なケースについて事例検討を実施するなど、情報共有と課題への取組の明確化が求められています。また、コミュニティソーシャルワークの実践力の強化に向けた職員研修や、多問題を抱える世帯等への支援体制についても整備していく必要があります。
- 既存の制度で対応できない事例について、継続的な抽出ができておらず、総合支援検討会議が有効に機能していないことが課題となっています。コミュニティソーシャルワークの実践力強化の取組と併せて、改めて総合支援検討会議の在り方を検討する必要があります。
- 地域包括ケアシステムの構築においては、生活支援体制整備事業等の受託が終了し、本会としての関わり方は大きく変化しました。今後は、広く住民参加による支え合いの仕組みづくり、地域づくりが重要であるという認識に立ち、地域住民や地区社会福祉協議会、専門職などの関係者の理解と合意を背景に進むことが大切であり、理解を深めてもらうための情報提供等の取組が重要となります。

基本目標3 高齢者・障害者の権利擁護の推進

重点事業

(1) 成年後見制度等の利用の促進をします。

認知症や知的障害・精神障害などで判断能力が低下した方でも、安心して地域で生活ができるように、成年後見制度等の利用促進の取組を強化していきます。

主な取組と成果

- 法人による後見活動は、親族、資産及び所得の状況から適切な後見人等が得られない方を中心に42件受任し、主に身上監護面の対応と日常生活に関する金銭管理の支援を行いました。また、本会が後見人等として就任した事案について、市民後見人候補者に移行できるよう受任調整を行った結果、市民後見人による受任が6件となりました。同案件については、本会が後見監督人として市民後見人の活動を監督・支援しています。
- 令和3（2021）年度からは、成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関の運営を受託し、利用促進の取組や機能が強化されました。
- 日常生活自立支援事業については、令和2（2020）年度から相談・実施を高齢・障害者権利擁護センター（権利擁護推進課）の所掌に集約し、複雑・多様な課題のある事案や、増加するニーズに対して適切な援助が行えるよう体制を整備しました。

課題

- 市民後見人については、当面、本会が後見人等に就任した案件からの移行を中心に候補者として登録する方の中から後見人等候補者として推薦していくこととしていますが、移行が適切と思われる事案が少ない状況にあります。
- 成年後見制度に関する相談件数が増加しており、個々の事案に適切に対応できるよう、職員の資質向上を図ることが求められています。
- 日常生活自立支援事業は、今後も利用ニーズの増加が見込まれていることから、実施体制の拡充が急務となっています。また、専門員や生活支援員の資質向上を図るための計画的・体系的な研修を継続的に実施していくことが重要です。

基本目標4 ボランティアの育成と活動の充実

重点事業

(1) ボランティア活動の体験機会を充実させます。

「共生の理念、共に生きる力の重要性」を伝えていくため、市内のボランティア団体、福祉施設等と協働し、ボランティア活動の体験機会を企画していきます。

(2) 福祉教育を充実させます。

学校や地域団体等からの福祉教育に関する企画相談を積極的に受け、実施に関する支援をしていくとともに、教員等学習支援者への研修も行っていきます。

主な取組と成果

- 事業の周知、参加者の増加を目的に、活動の様子や参加者の声をホームページ等に掲載し、また、ニーズを取り入れたプログラムに改善できるよう、参加者及び協力団体に対し、実施後にアンケートを行いました。
- 市内の学校や地域における福祉教育・ボランティア学習に関する相談を受け、疑似体験だけではなく多様なプログラムを提案し、実施しました。
- ボランティア活動の体験機会の提供や学校現場での福祉教育の取組について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、従来どおりの実施が困難となったことが契機となり、実施方法の見直しや改善を図り、新たな企画や多様な実践につながりました。

課題

- 今後も、ボランティア活動の普及促進のため、ボランティア体験への参加者数を増やすとともに、参加意欲を高めるプログラムの開発や社会福祉施設などの協力団体との緊密な連携を図る必要があります。
- 福祉教育の企画相談を行うにあたり、特に学校教育の現場でのニーズの変化を把握することが課題となっています。また、参加者に豊かな福祉観が形成されるようなプログラム開発のために、職員間の情報共有や、支援にあたっての研修等を実施する必要があります。
- 多様性への理解を深め、地域社会で支え合うボランティア活動への理解と参加を促進するため、ボランティア体験学習やボランティア講座等、福祉教育を更に推進していく必要があります。

基本目標5 福祉活動の協働と連携

重点事業

(1) 関係機関と協働できる体制を構築します。

潜在化している問題など、住民が抱える問題の発見や解決に向けて、関係機関との協力関係を構築するため、各地区で地域支援ネットワーク会議を開催します。

(2) 福祉人材を育成します。

福祉従事者、地域福祉関係者、市民等への研修を企画し、地域福祉を推進するための知識、技術の向上を図り、関係者が連携して地域福祉活動ができるよう推進していきます。

主な取組と成果

- 生活支援体制整備事業における第2層協議体や地域包括支援センターの地域ケア会議等、地域支援ネットワークと開催目的や参加機関が重複する協議体や会議について、既存の会議体への職員の参加を進めました。
- 福祉従事者の計画的・段階的な育成を目的とした「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」の階層別研修を順次実施し、研修体系を構築することができました。
- 新型コロナ感染拡大の影響下においても、福祉活動者・従事者等の学びの機会を確保するため、多様な実施形式での研修を企画、実施しました。オンラインによる福祉従事者の参加拡大など、新たな研修ニーズの把握にもつながりました。

課題

- 地域支援ネットワーク会議の開催にあたっては、引き続き、既存の会議体との機能等の整理を進めることが課題となっています。
- 各種制度改正や社会情勢等による福祉活動者・従事者のニーズの変化を的確に捉えた研修の企画・実施が求められています。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響が続く中で、引き続き、目的や受講対象者に合わせた効果的な研修の在り方を模索していくことが重要です。
- 福祉人材の確保においては、研修実施以外にも、住民の福祉に対する意識や関心を高め、イメージを向上させる取組を広く進めていくことが求められています。

基本目標6 社会福祉協議会組織の機能強化

重点事業

(1) 区事務所の機能強化を図ります。

地域の各種関係機関と連携を深め、協働していくことができるように、また、地区社会福祉協議会の活動を十分支援することができるように、区事務所体制の機能強化を図ります。

(2) 職員の専門性を高めます。

コミュニティソーシャルワークを実践していく社会福祉協議会職員の専門性を高める研修を実施します。

主な取組と成果

- 平成27(2015)年度に続き、令和3(2021)年度にも組織改編を実施し、10区事務所を地域連携課に配置することにより、情報共有と連携体制の強化を図りました。
- 職員の専門性を高めるための職員研修を実施するとともに、地域福祉情報・研修センターや他の機関が主催する研修についても計画的に受講し、職員の業務遂行能力の向上を図りました。

課題

- コミュニティソーシャルワーク実践の強化にあたり、更なる区事務所体制の強化を図る必要があります。
- 地域福祉活動推進研修を計画的に実施し、職員がコミュニティソーシャルワークに関する知識・技能を身に付け、継続的に研鑽を重ねていくことが重要です。

第3次地域福祉活動計画二一ズ調査結果

1. アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

広く地域住民及び関係機関の地域福祉活動への参加意識や地域生活課題等を把握、分析し、結果に基づきさいたま市地域福祉活動計画の再策定を進めることを目的とし実施します。

(2) 調査対象

さいたま市内の地域関係団体、社会福祉施設、福祉関係機関等に所属する方875人

(3) 調査期間

令和4(2022)年1月31日(月)～令和4(2022)年2月18日(金)

(4) 調査方法

調査用紙の郵送による配布・回収／メールによる配布及びインターネットの回答フォームへの入力回答

(5) 回答状況

調査対象(分野)	配布数	有効回答数	有効回答率
【地 域】地域関係団体	154	131	85.1%
【福 祉】社会福祉施設・福祉関係機関等	615	440	71.5%
【その他】企業・ボランティア等	106	86	81.1%
合 計	875	657	75.1%

2. ヒアリング調査の概要

(1) 調査の目的

- アンケート調査回答者の一部を対象にヒアリング調査を実施することにより、回答の背景や意図などの詳細について理解し、ニーズの考察を深めます。
- ヒアリング調査は、本会の役割や活動内容について直接的に説明することができ、また、福祉専門職、関係機関・団体等との新たな関係構築が期待できることから、実施を通じて今後の地域福祉活動推進における連携、協力を呼びかけ、顔の見える関係を作る契機としていきます。

(2) 対象

アンケート調査回答者の内156人

※アンケートの回答内容や回答者の所属・立場、地域福祉活動への関わりなどの状況を踏まえ、更に詳しい聞き取りを行う対象者を選出し、ヒアリング調査への協力を依頼。

(3) 方法

- 職員2名(聞き取り者、記録者)が原則として個別に訪問して、聞き取りによる調査を実施(対象:149人)
- 実施期間において、新型コロナウイルスの感染状況が拡大傾向にあったため、一部、ウェブ会議ツールや電話等を活用して実施(対象:7人)

(4) ヒアリング実施期間

令和4(2022)年7月1日(金)～令和4(2022)年8月3日(水)

(5) 回答状況

種 別			回答数
地域関係団体			30
福祉関係機関	高齢分野	施設	24
		在宅	16
		地域包括支援センター	26
	障害分野	施設	3
		在宅	5
		障害者生活支援センター	14
	児童分野		7
行政		21	
関係団体			10
合計			156

3. 調査結果から見る地域福祉の状況

(1) 福祉人材と地域福祉活動人材の確保・定着

福祉関係機関・団体においては、福祉の現場で働く人材（福祉人材）の確保・定着が課題であると回答した割合が約7割となっており、深刻な問題となっています。ヒアリング調査でも多くの回答者から課題として挙げられており、採用や育成において様々な工夫や努力をしながらも、具体的な解決につながっていないことが窺えます。

福祉人材の確保・定着と関連し、育成において研修が果たす役割は大きく、今後も効果的な研修の企画と実施が求められています。

また、自治会や民生委員・児童委員をはじめ、ボランティア団体等の地域福祉活動の担い手（地域福祉活動人材）の不足が顕著となっており、中でも組織・団体の運営の中核的な役割を果たす人材（役員など）の確保については、更に難しい状況となっています。これにより、現状の活動者において負担が増しているとの意見もあります。

人材確保に直結する取組については、広く国や自治体の動向を注視していく必要がありますが、ヒアリング調査においては、日頃から福祉を身近なものとして感じられるよう、あらゆる場面で福祉意識の醸成を図ることや、地域の課題を自分のこととして捉え、様々な活動への参画を促進する環境を整備することが必要であるとの指摘もあり、情報発信や多様な参画の機会拡充、福祉教育の推進がますます重要となっています。

(2) アウトリーチや伴走型支援の展開と権利擁護体制の充実

アンケート調査においては、回答者の約3人に1人が既存の制度やサービスでは対応できない問題を把握していると回答しています。特に、地域包括支援センター、障害者生活支援センター、行政機関（福祉事務所を含む）においては、既存の制度やサービスでは対応できない問題があると回答した割合は7割を超えており、顕著な結果となっています。現状では、各機関において、解決困難な問題を抱える世帯の存在を把握しながらも、十分な対応ができていないことが窺えます。

具体的には、「明らかに支援が必要と思われる状況だが、拒否して受け入れない（支援拒否）」や「8050問題など、世帯の中で支援対象者以外の家族が解決困難な問題を抱えている（複合的課題）」などの回答割合が高くなっており、解決に向けては、アウトリーチや伴走型の支援が不可欠な事案が多く挙げられています。

過去に実施した類似の調査においても、支援拒否や支援困難なケース、身寄りのない方への対応に課題があるとの結果が示されており、今回の結果も同じ傾向にあります。また、単純比較はできないものの、今回のヒアリングやアンケートの自由記述欄においては、自ら相談に向くことができない方への積極的

なアウトリーチの重要性について言及する意見が多くなっています。

このほか、福祉関係機関における機関連携に問題が生じていることも指摘されており、多機関協働による効果的な支援を行うための調整役がないことで、支援困難に陥っているケースの存在が明らかとなっています。

これらに対する取組として、コミュニティソーシャルワーカーによる相談支援の展開や、地域で身近な困りごとを発見できる体制の強化が喫緊の課題となっています。

また、身寄りのない方の身元保証に関する支援や、判断能力の状態に合わせた権利擁護支援が求められているとともに、本会が実施する日常生活自立支援事業の拡充を求める意見が多数挙げられており、課題となっています。

(3) 地域における多様な主体との連携・協働の推進

福祉関係機関・団体においては、「地域と関係機関などをつなぐ協議体(ネットワーク)への参加・協力」や「地域で行われる行事への参加・協力」「住民への福祉に関する知識・技術の提供」などの方法により、地域と関わる意向があることが窺えます。

また、これまで地域で取組を進めてきた様々な活動について、コロナ禍の影響により中断し、再開が困難となっていることや、地域団体との関係性が弱まっているとの意見も挙げられています。

ヒアリングにおいては、「積極的に地域と関わっていききたい」「特に災害発生時などは相互に助け合っていきたい」という意向がありながらも、具体的な方法がわからないといった意見もありました。

今後については、地域において福祉関係団体や福祉施設、企業、学校などの様々な分野の主体との関係づくりを進め、連携を強化していくことが重要であると考えられます。

これまでも、地域福祉行動計画の策定や地区地域福祉推進委員会の設置・運営、地区社会福祉協議会と社会福祉法人等との協働による取組などの支援を通じ、地域福祉活動における多様な主体との連携・協働を推進してきましたが、更に地域の実情に合わせ、具体化させていくことが求められています。

(4) 市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の事業活動の強化

地区社会福祉協議会に対する期待として、アンケート調査においては「見守りなどの安否確認や孤立防止に関する活動」と回答した割合が最も高く、次いで「地域と関係機関などをつなぐ協議体(ネットワーク)の運営」「住民の福祉ニーズの把握と解決方法の検討・実施」が続いています。

ヒアリング調査においても、身近な地域だからこそ実現できる見守りや支え合いの活動、交流の場づくりなどに対する期待が多く寄せられており、過去に行われた類似の調査結果と比較しても大きな変化はありません。

一方で、今回の調査における新たな傾向として、身近な地域での困りごとの発見や把握の体制づくり、災害発生時の支え合いに対する期待が寄せられており、今後の地域福祉活動推進において、地域の状況に合わせた推進が図られるよう、支援していく必要があります。

市社会福祉協議会に対しては、全体では「住民の福祉ニーズの把握と解決方法の検討・実施」を期待するとの回答が約30%となっており、次いで「福祉人材の育成と研修の実施」と「福祉に関する情報発信」がそれぞれ約24%となっていますが、分野別の集計では、期待するものが異なる結果となっています。

地域関係団体では「地区社会福祉協議会の活動支援」、その他の分野の回答では「ボランティア活動やNPO活動などの支援」、福祉関係団体の回答では、「公的なサービス以外の福祉サービスの実施」「制度の狭間の問題を抱える世帯やアウトリーチが必要な世帯への支援」の回答割合が高い結果となりました。

ヒアリング調査においても同様の傾向が見られますが、特に日常生活自立支援事業や住民参加型在宅福祉サービスの強化・拡充に関する意見、福祉教育の充実、ボランティアの活動支援と育成などへの期待が多く寄せられており、個別の事業展開において、具体的な改善や強化を図っていく必要があります。

また、地区社会福祉協議会、市社会福祉協議会に共通する指摘として、それぞれの役割や関係性について住民や関係機関の理解が進んでいないことも明らかとなっており、より積極的な広報啓発、情報発信が求められています。